

## 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	赤城 美恵子		
NAME	AKAGI Mieko		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記の通りご報告致します。

## 1. 研究課題

(和文) 清朝前期秋審研究——戯殺の処理をめぐって

(英文) The Autumn Assize in Early Qing Dynasty: Focusing on “Killing Caused by Joking”

## 2. 研究期間

2022年度 ~ 2023年度

## 3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

(和文)

清朝中期以降、死刑判断に際して、律が示す量刑と、実際に裁判官たちが抱いている量刑感覚との間に齟齬があるとき、裁判官たちは裁判に際しては律に従った量刑判断を行った上で、死刑再審理手続である秋審を通じて裁判の結論を改めた。それでは清朝前期においてかかる齟齬があった場合、どのように処理していたのか。本研究では、律に示される量刑と裁判官たちの量刑感覚との間の齟齬が典型的に現れる戯殺を素材として、清朝前期に戯殺が裁判及び秋審においてどのように処理されていたのか、清朝前期から中期にかけていかなる変化があったのか、その実態を明らかにすることで、当時の裁判と秋審の関係について検討を加えた。

清朝前期の一次史料や成案集を利用しながら、次の点を明らかにした。康熙年間においては戯殺案件は基本的に裁判において絞監候となり結果として秋審で扱われることになったが、ときには裁判の時点で減刑が議論されることもあった。すなわち、秋審を待つことなく、裁判の時点で裁判官たちの量刑判断に従った結論が導かれた。しかし、乾隆初期に裁判時点での個別的な減刑が制限されるようになり、減刑するか否かは秋審で判断される方向性が定まった。

上記の研究成果については2024年度中に公表予定である。

(英文)

During Kangxi period, “Killing Caused by Joking” were basically judged as “strangulation subject to revision at the Autumn Assize” according to the Code at the trial, on the other hand, some of the cases were discussed reductions directly at the trial. In early Qianlong period, direct sentence reductions at the trial were gradually restricted, and it was decided at the Autumn Assize whether or not to reduce the sentence.